

西条市農地バンク事業実施要綱

平成 2 9 年 1 2 月 1 日

農業委員会告示第 1 号

(目的)

第 1 条 この告示は、農地の貸借及び売買に関する情報を収集し、及び公開すること、並びに当該農地における営農希望者を募ることにより、市内農地が農地として有効に利用され、遊休農地の発生防止及び解消に寄与することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 農地情報 貸出し又は売渡しを希望する農地の所在地番、面積、現在の利用状況、地図上の位置等の情報で個人が特定されないものをいう。
- (2) 個人情報 住所、氏名、連絡先等の情報で個人が特定されるものをいう。
- (3) 所有者等 農地に係る所有権その他の権利により、当該農地の貸借又は売却を行うことができる者をいう。
- (4) 農地バンク 農地の貸借及び売買に関する情報の収集及び提供を行う業務全体をいう。
- (5) 農地バンクの利用 農地バンクにより農地を借り受け、又は買い受けることをいう。

(適用上の注意)

第 3 条 この告示は、農地バンクに登録された農地について、農地バンク以外による農地の権利移動を妨げるものではない。

(農地バンクへの農地登録申請)

第 4 条 農地バンクへの農地登録を希望する所有者等は、西条市農地バンク農地登録申請書（様式第 1 号）及び西条市農地バンク登録カード（様式第 2 号）を西条市農業委員会（以下「農業委員会」という。）に提出しなければならない。

2 農業委員会は、前項の規定による登録の申請があったときは、その内容等を確認し、適切であると認めたときは西条市農地バンク登録農地台帳（様式第 3 号。以下「登録農地台帳」という。）に登録し、以後の当該農地に係る動向等を逐次、西条市農地バンク登録農地経過記録（様式第 4 号）に記載するものとする。

3 農業委員会は、前項の規定により登録をしたとき、又は第 1 項の規定による申請について次の各号のいずれかに該当するとき、若しくは該当することが判明し前項の規定による登録が適当と認められないときは、西条市農地バンク登録完了（却下）通知書（様式第 5 号）により当該申込者に通知するものとする。

- (1) 所有者等が西条市暴力団排除条例（平成 2 3 年西条市条例第 2 0 号）第 2 条 1 号に規定する暴力団、同条第 2 号に規定する暴力団員、又は同条第 3 号

に規定する暴力団員等であると認められる者であるとき。

- (2) 農地バンクへの農地の登録が転用目的であると認められるとき。
- (3) 農地に所有権以外の権利が設定されており、貸借売買が困難であるとき。
- (4) 農地が権利移動の制限を受けるとき。
- (5) 農地が荒廃し、復元して営農することが困難なとき。
- (6) 農地の隣接地との境界が不明なとき。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、農地バンクの目的に寄与すると認められないとき。

4 登録農地台帳への登録期間は、3年間とする。ただし、再登録は妨げない。

(農地登録事項の変更)

第5条 前条第3項の規定による登録の通知を受けた所有者等（以下「農地登録者」という。）は、当該登録事項に変更があったときは、速やかに農業委員会へ申し出なければならない。

(農地登録の抹消)

第6条 農業委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、農地バンクに登録された農地を登録農地台帳から抹消し、西条市農地バンク登録抹消通知書（様式第6号）により、農地登録者へ通知するものとする。

- (1) 農地登録者から西条市農地バンク登録抹消の申出があったとき。
- (2) 当該農地に係る権利に移動があったとき。
- (3) 第4条第4項に規定する登録期間を経過したとき。
- (4) その他農業委員会が適当でないと認めたとき。

(農地登録の終期通知)

第7条 農業委員会は、第4条第4項に規定する農地バンクにおける農地登録期間の終了前に、登録の終期を西条市農地バンク登録終期通知書（様式第7号）により、農地登録者に通知するものとする。

(農地情報の公表等)

第8条 農業委員会は、登録された農地情報を西条市公式ホームページへの掲載その他の方法により公表するものとする。

(農地バンク利用の要件)

第9条 農地バンクに登録された農地の借受け又は買受けを希望する者（以下「利用希望者」という。）は、農地を農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）又は農地法（昭和27年法律第229号）の規定により借受け又は買受けが可能な者に限るものとする。

2 農地バンクの利用は、営農目的に限るものとする。

(農地バンクの利用申請及び通知)

第10条 利用希望者は、西条市農地バンク利用申請書（様式第8号）に必要な事

項を記入し、農業委員会へ申請しなければならない。

- 2 農業委員会は、前項の規定により申請があった場合で、前条に規定する要件を満たすものと認めたときは、西条市農地バンク利用希望者登録台帳（様式第9号。以下「希望者登録台帳」という。）に登録するものとする。
- 3 前項の規定による登録が適当と認められないときは、西条市農地バンク登録完了（却下）通知書により利用希望者に通知するものとする。
- 4 希望者登録台帳への登録期間は3年間とする。ただし、再登録は妨げない。
- 5 希望者登録台帳は、非公開とする。
- 6 農業委員会は、農地バンクの登録農地における権利移動の条件と希望者登録台帳に登録された者（以下「利用登録者」という。）の要望が合致すると判断した場合は、利用登録者の個人情報及び予定作目等を、西条市農地バンク利用登録者についての通知書（様式第10号）により、農地登録者に通知するものとする。この場合において、農業委員会は、農地登録者の個人情報を西条市農地バンク農地登録者についての通知書（様式第11号）により、利用登録者へ通知するものとする。

（利用登録の終期通知）

- 第11条 農業委員会は、前条第4項に規定する農地バンクにおける利用登録期間の終了前に、登録の終期を西条市農地バンク登録終期通知書により、利用登録者に通知するものとする。

（農地登録者及び利用希望者の交渉及び報告）

- 第12条 農地登録者及び利用登録者（以下「各当事者」という。）が行う農地に関する交渉及び貸借、売買等の契約交渉（以下「契約交渉等」という。）については、各当事者間で行うものとする。
- 2 契約交渉等に関するトラブルについては、各当事者間で解決するものとする。
 - 3 利用登録者は、農業委員会に契約交渉等の結果を報告するものとする。

（契約その他の手続）

- 第13条 各当事者は、農地バンクにおける契約交渉等が成立した場合、速やかに農地中間管理事業の推進に関する法律又は農地法の規定による手続を行わなければならない。

（個人情報の取扱い）

- 第14条 各当事者の了解を得て農地バンクにおける個人情報に携わる者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。
- (1) 個人情報を他に漏らし、又は自己の利益若しくは不当な目的のために取得し、若しくは利用しないこと。
 - (2) 個人情報をき損及び逸失することがないように適正に管理すること。
 - (3) 個人情報は、業務終了後速やかに廃棄、消去その他の適正な措置を講ずる

こと。

(その他)

第15条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、農業委員会が別に定める。

附 則

この告示は、平成29年12月1日から施行する。

附 則（令和3年4月7日農業委員会告示第1号）

この告示は、令和3年4月7日から施行する。

附 則（令和7年3月6日農業委員会告示第1号）

この告示は、令和7年4月1日から施行する。